

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業補助 (バス・タクシー)
補 助 事 業 の 目 的	運転士不足の影響を受けるバス・タクシー事業者の人材採用・育成活動の取組の一部を支援する。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	<p>① 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者で、同法第 4 条の許可により運行する乗合バス事業者 ただし、公営バス、コミュニティバス、観光（貸切）バス、県外高速バスは除く</p> <p>② 同法第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者で、県内に事業所を有するタクシー事業者 ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く</p> <p>③ 公益社団法人兵庫県バス協会、一般社団法人兵庫県タクシー協会</p>
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	補助対象者が実施する運転士採用・育成活動にかかる経費
補 助 率	1/4
補 助 金 の 額	<p>補助金の額は、補助対象経費に 1/4 を乗じた額（1,000 円未満切捨）以内、かつ、</p> <p>① 乗合バス事業者については上限 1,400,000 円/者</p> <p>② タクシー事業者については上限 300,000 円/者</p> <p>③ 業界団体については、上限 1,400,000 円/者</p>
適 用 除 外 す る 条 項	—
そ の 他 の 事 項	<p>補助金の交付は、事業者について 1 回限りとする。</p> <p>ただし、事業の継承に伴い複数回の交付となるものは、この限りでない。</p>